

令和7年度（2025年度）工賃向上支援・農福連携推進事業業務委託  
企画コンペ実施要領（改訂版）

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）工賃向上支援・農福連携推進事業業務委託

2 目的

障がい者の一般就労の訓練の場である就労継続支援事業所の工賃（賃金）水準の向上を図り、障がい者の経済的自立・社会参加の促進を目指し、加えて、障がい者と農業との結びつきを促進し、地域での就労機会の拡大と農作業等を通じた福祉的ケアの機会の創出を図ることを目的とする。

3 委託する業務の内容

別紙1「令和7年度（2025年度）工賃向上支援・農福連携推進事業業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

5 委託限度額

2,414千円を上限とする。

※上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案の目安（上限）となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

6 企画コンペ参加資格要件

本事業を実施する者は、企画提案から実施に至るまで高度な企画力、実践力等を有するとともに、業務に必要な事務・手続きを迅速かつ効率的に行える万全の体制を備えていることが求められることから、原則として次に掲げる要件をすべて満たす企業または団体であること。

- (1) 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、生活協同組合、法人格のある営利団体のいずれかに該当する団体及びこれらの団体の共同体。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第161号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。複数の事業者の共同体の場合は、構成員すべてがこの要件を満たしていること。
- (3) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納が無い者であること。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 仕様書の趣旨に則り、委託業務内容を遂行する能力を有しているとともに、県の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (9) 実施に必要なネットワークと情報、ノウハウを有していること。
- (10) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤と遂行体制を有すること。また、担当者を配置し、県との業務調整を円滑に行える体制が取れること。

## 7 委託事業者の選定及び委託契約の方法

- (1) 企画提案書とプレゼンテーションにより、県が別に定める審査会が審査を行い、委託事業者を選定する。参加者が1社のみであった場合でも、本企画コンペでの選定は実施する。なお、平均点（委員全員の合計点÷委員の人数）が5割未満の場合は、不合格とする。
- (2) 県は、最も優れた提案を行った者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意の上で契約を行う。なお、契約条件が合意に至らない場合は次点者と契約締結について協議を行う。
- (3) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び県会計規則第95条第1項第1号の規定に該当するため、随意契約とする。
- (4) 契約の相手方は、熊本県会計規則第77条第1項7の規定により、県が指定する日時までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付する必要がある。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

## 8 仕様書・説明会参加申込書、質問書の配布

- (1) 熊本県ホームページからダウンロードすること。
- (2) 質問書の提出  
質問がある場合は、令和7年（2025年）7月17日（木）までに、質問書（様式1）を電子メール又はFAXで提出すること。回答は、事業説明会時にまとめて行うこととする。

## 9 事業説明会

- (1) 日時：令和7年（2025年）7月23日（水）  
午後1時30分～午後2時30分
- (2) 場所：県庁新館3階 健康福祉部会議室
- (3) 申込：参加を希望する者は、令和7年（2025年）7月17日（木）までに、「事業説明会参加申込書」（様式2）を障がい者支援課担当あて、電子メールまたはFAXにて

提出すること。

※前日までに説明会参加のためのアドレス等をメールで送付する。

## 10 企画コンペの実施

- (1) 日時：令和7年（2025年）8月19日（火）  
※発表時間は後日連絡。
- (2) 場所：県庁新館3階 健康福祉部会議室
- (3) 申込：企画提案を応募される方は、令和7年（2025年）7月30日（水）までに、「応募申込書」（様式3）を障がい者支援課あて、メール又はFAXにより提出すること。

## 11 提案書の提出

- (1) 提出書類
  - ①企画提案書（様式4）
  - ②誓約書（様式5）
  - ③事業見積書（任意様式）
  - ④定款又は規約等
  - ⑤役員名簿
  - ⑥法人にあっては、法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）
  - ⑦事業者の取組に関する申出書（様式6）
- (2) 提出部数  
各5部（原本1部＋原本写し4部）
- (3) 提出期限  
令和7年（2025年）8月8日（金）午後5時
- (4) 提出方法  
持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便とし、上記期限内に到着すること。
- (5) 提出先  
障がい者支援課

## 12 応募等スケジュール

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 公告（県HP）           | 7月10日（木）   |
| (2) 事業説明会の参加申込期限      | 7月17日（木）   |
| (3) 事業説明会             | 7月23日（水）   |
| (4) 企画コンペ選定審査会の参加申込期限 | 7月30日（水）   |
| (5) 企画提案書の提出期限        | 8月 8日（金）   |
| (6) 企画コンペ選定審査会        | 8月19日（火）   |
| (7) 結果通知              | 8月22日（金）以降 |
| (8) 契約内容協議            | 8月下旬       |
| (9) 契約締結・事業開始         | 9月上旬       |
| (10) 委託終了（実績報告等）      | 3月31日（火）   |

### 13 選定方法等

#### (1) 審査方法

事業者によるプレゼンテーション及び提出された企画提案等について、別紙2「審査項目」をもとに評価し、優れた提案を行った事業者を選定する。

#### (2) 審査結果の通知

審査結果は、申請者に対して文書にて通知する。

### 14 留意事項

- (1) 事業の実施においては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案どおりの実施を保証するものではない。
- (2) 企画コンペに係る一切の費用については申請者の負担とし、提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限経過後の書類の差替えは原則として認めない。
- (4) 企画提案書及び審査経過については公表しない。
- (5) 企画提案書及び審査過程において、記載事項の虚偽や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定後でも失格とする。
- (6) 企画提案書は、1事業者（1共同体）につき1件とする。
- (7) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議することとする。
- (8) 応募受付後に申請を辞退する場合は、書面にて辞退届を提出すること。  
(様式任意)

### 15 問合せ及び関係書類提出先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課 担当：森平、宮崎

TEL：096-333-2235

FAX：096-383-1739

E-mail：morihira-m@pref.kumamoto.lg.jp